特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	個人住民税に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

木曽岬町は、個人住民税賦課に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

木曽岬町長

公表日

令和7年10月1日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務
①事務の名称	個人住民税に関する事務
②事務の概要	別添ファイル
③システムの名称	個人住民税システム、宛名・口座システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバー、eLTAXシステム、国税連携システム、課税ファイリングシステム、申告支援システム、マイナポータル申請管理
2. 特定個人情報ファイル:	名
(1)宛名·口座特定個人情報 (2)個人住民税特定個人情報	
3. 個人番号の利用	
	1.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) 第9条第1項及び別表24の項
法令上の根拠	2.番号法第9条第1項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令(令和6年デジタル 庁・総務省令第8号)
	3.公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条
	以上の法令上の根拠より、税務事務である個人住民税業務において個人番号を利用する。
4. 情報提供ネットワークシ	
①実施の有無	<選択肢>
	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年5月24日デジタル庁・総務省令第9号。以下「主務省令」という。) (情報提供の根拠) 主務省令 別表 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含ま
②法令上の根拠	れる項 (1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、 81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、 140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、 170、171、172、173の項)
	主務省令 第3、4、5、6、7、9、13、15、17、22、30、39、41、44、50、51、55、59、60、61、65、67、68、71、75、77、78、 83、85、86、88、89、90、91、92、93、94、98、100、108、110、117、126、127、131、132、134、139、140、 142、143、144、146、149、153、154、157、158、160、162、163、165、166、167、168、169、170、171、 172、173、174、175条
5. 評価実施機関における	担当部署
or at impendiment to the	
①部署	税務課

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求
請求先	危機管理課 498-8503 三重県桑名郡木曽岬町大字西対海地251番地 0567-68-6101
8. 特定個人情報ファイル	の取扱いに関する問合せ
連絡先	税務課 498-8503 三重県桑名郡木曽岬町大字西対海地251番地 0567-68-6102
9. 規則第9条第2項の適	用 []適用した
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人	1. 対象人数					
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	17年4月1日 時点			
2. 取扱者	2. 取扱者数					
特定個人情報	報ファイル取扱者数は500人以上か]	500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和	17年4月1日 時点			
3. 重大事	故					
	PIC、評価実施機関において特定個 でる重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類				
	項目評価書 施機関については、そ?] れぞれ重点項目記	<選択肢> 1)基礎項目評価 2)基礎項目評価 3)基礎項目評価 評価書又は全項目評価書におい	5書及び 5書及び	
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワー	クシステムを通し	た入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分であ) ්	<選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分である 3)課題が残され		
3. 特定個人情報の使用					
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分であ) ්]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分であ	o ð]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託			[]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分であ) ්	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
5. 特定個人情報の提供・移転	〒(委託や情報提供ネ	ットワークシステム	を通じた提供を除く。)	Ī.]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分であ	්	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[]接続しない(入手)	I]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分であ	න්]	<選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分である 3)課題が残され		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分であ	් ි	<選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分である 3)課題が残され		

7. 特定個人情報の保管・	消去		
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		人[]	手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー取得の徹底や、住き うことを厳守している。また、人利対策を講じており、対策は「十分・人為的ミスを防止する対策を盛ている。・特定個人情報を含む書類は速ことを徹底。	基ネット照会を行う際 Fが介在する局面ごとである」と考えられる まり込んだ事務処理手	務に係る横断的なガイドラインに従い、本人からの には4情報又は住所を含む3情報による照会を行 に、人為的ミスが発生するリスクに対し次のような 。 順をマニュアル化し、事務取扱担当者間で共有し 理等を行うとともに、施錠できる書棚等に保管する キング処理のうえシュレッダーによる破棄を徹底。
9. 監査			
実施の有無	[〇] 自己点検	[〇] 内部監査	[] 外部監査
10. 従業者に対する教育・	啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策	[]全	項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられ る対策	3) 権限のない者によって不4) 委託先における不正な信5) 不正な提供・移転が行え6) 情報提供ネットワークシン	るリスクへの対策 「務に必要のない情報 「正に使用されるリス・クスを通じて目的タステムを通じて不正な・一次では失い。」	対策 (委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) トの入手が行われるリスクへの対策 は提供が行われるリスクへの対策 の対策
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	修を実施している。各研修の受調の視聴を義務付けるなど、関 自治体での漏えい等の事案通知	講確認を行い、未受認係する全ての職員がこの際等には、職員に改善事項等の周知・	年度任用職員を含む。)等に対しては、毎年教育研 構者に対しては再受講の機会の付与または研修動 研修を受講するための措置を講じている。また、他 に周知及び発生防止策等を講じるよう徹底するとと 改善を行っている。これらの対策を講じていること る」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月28日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成27年7月1日時点	平成28年7月1日時点	事後	
平成28年9月28日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年7月1日時点	平成28年7月1日時点	事後	
平成29年7月10日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部 署	平成28年7月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成29年7月10日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年7月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成29年7月10日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年7月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成30年5月10日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
令和1年6月17日	I 関連情報 1. 特定個人情報 ファイルを取り扱う事務 ③システ ムの名称	個人住民税システム、宛名・口座システム、番号連携 サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバー、e LTAXシステム、国税連携システム	個人住民税システム、宛名・口座システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバー、eLTAXシステム、国税連携システム、課税ファイリングシステム、申告支援システム	事後	
令和1年6月17日	I-5評価実施機関における担当 部署②所属長の役職名	税務課長 藤井 光利	税務課長	事後	
令和1年6月17日	Ⅱしきい値判断項目	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月17日	Ⅳ リスク対策	(記載なし)	(項目を追加)	事後	
令和2年4月1日	Ⅱしきい値判断項目	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事前	
	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年8月1日	1 - 4情報提供ネットリークシステムによる情報連携②法律上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) 及び別表第二	·番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) 及び別表第二	事前	
令和4年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事前	
	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事前	
令和5年11月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和5年11月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年11月1日時点	令和6年4月1日時点	事前	
令和6年11月1日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・第9条(利用範囲) 第1項:番号法別表第1に規定された事務 〈番号法別表第1ン上覧 16: 地方税法その他のか方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条令による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む)に関する事務であって主務省令(※)で定めるもの※番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第16条 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)により地方税法、国税通則法、所得税法の一部が改整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)により地方税法、国税通則法、所得税法の一部が改正され、税務関係書類に個人番号の記載を求める措置が講じられている。以上の法令上の根拠より、税務事務である個人住民税業務において個人番号を利用する。	1.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項及び別表24の項 2.番号法第9条第1項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令(令和6年デジタル庁・総務省令第8号) 3.公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条以上の法令上の根拠より、税務事務である個人住民税業務において個人番号を利用する。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月1日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステム による情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) 及び省令で定めるもの (情報提供の根拠)主務省令 別表 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第 四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85-2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項) (別表第二における情報照会の根拠) (第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する事務」となっているもの):27の項項27より、以下の情報照会が可能と定められている。・「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」より「医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの」・「都道府県知事」より「障害者関係情報であって主務省令で定めるもの」・「市町村長」より「地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの」・「市町村長」より「生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの」・「同生労働大臣」より「失業等給付関係情報であって	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年5月24日デジタル庁・総務省令第9号。以下「主務省令」という。) (情報提供の根拠) 主務省令 別表第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項) 主務省令第3、4、5、6、7、9、13、15、17、22、30、39、41、44、50、51、55、59、60、61、65、67、68、71、75、77、78、83、85、86、88、89、90、91、92、93、94、98、100、108、110、117、126、127、131、132、134、139、140、142、143、144、146、149、153、154、157、158、160、162、163、165、166、167、168、169、170、171、172、173、174、175条	事後	
令和6年11月1日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの 対策は十分か	_	十分である 判断の根拠記載	事前	新様式への移行による
令和6年11月1日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	_	9)従業者に対する教育・啓発	事前	新様式への移行による
令和6年11月1日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】	_	十分である 判断の根拠記載	事前	新様式への移行による
令和7年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取扱う 事務	②事務の概要:別添ファイル ③システムの名称	②事務の概要(別添ファイル)及び③システムの名称 に「マイナポータル申請管理」を追加	事前	個人住民税申告の電子化による

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	